

Graetz 教授らによる技術革新と国際課税に関する論文を読む



東京大学大学院法学政治学研究科教授 増井良啓

はしがき 本稿は、平成25年2月20日開催の国際課税研究会における東京大学大学院法学政治学研究科教授増井良啓氏が報告した「Graetz 教授らによる技術革新と国際課税に関する論文を読む—Michael J. Graetz and Rachael Doud, Technological Innovation, International Competition, and the Challenges of International Income Taxation, 113 Columbia Law Review, March 2013」と題する講演内容を取りまとめたものである。

○本論文を紹介する趣旨

今回は、Michael J. Graetz and Rachael Doud, Technological Innovation, International Competition, and the Challenges of International Income Taxation, 113 Columbia Law Review, March 2013を取り上げる（以下「本論文」という。）。共著者のGraetz教授は現在、コロンビア・ロー・スクール教授であり、イエール・ロー・スクール名誉教授であって、この研究会でも別の論文が紹介されている¹。Doud氏は2012年にイエール・ロー・スクールで法務博士号（JD）を取得した。

本論文を紹介する理由は、研究開発（以下「R & D」という。）による技術革新に対して租税政策がいかなる経済効果を有するかについて広く実証研究をサーベイしている点が参考になるのみならず、知的財産（以下「IP」という。）に対する租税政策の2つの方向——①インセンティブの供与と②所得移転の制限——をくっきりと示しているからである。

①と②の相互関係は複雑であって複数の解釈を許すところ、いま、①租税優遇措置によるインセンティブ供与がIP創出・保有の拠点を「国内に引き寄せよう」とする方向であるとするれば、②IP所得の軽課税国への移転を制限する措置はIP創出・保有の拠点が「国外に逃げていく」ことを抑制する方向であると考えることができる²。①と②は必ずしも相互排他的ではなく、一国の税制が同時に両方向の立法措置を複数講ずることも多いが、方向感としてそのいずれを強調するかは、立地をめぐる国際競争が激化する中、一国の租税政策のあり方として重要な論点となってきた。

国富の創出に占める技術革新の重要性を反映し、日本においても、IP所得の課税をめぐる議論がさかんになりつつある。たとえば、本研

¹ 青山慶二「所得課税における利子費用の取扱いの多国間解決方法」租税研究721号（2009年）172頁、増井良啓「欧州裁判所の動向と法人税制の行方」租税研究684号（2006年）117頁。

² 増井良啓「事業移転に伴う無形資産の国外移転」ジュリスト1445号（2012年）43頁、48頁。

究会でも、諸外国のпатент・ボックス税制を詳細に比較検討する論文が紹介されている³。また、патент・ボックスとR & D租税誘因措置の効果を比較し、各国のпатент・ボックスと日本の外国子会社合算税制の関係を論じる研究がある⁴。さらに、立法の動きとしても、2012年8月3日にはいわゆるアジア拠点化推進法（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法）が公布され、その支援措置として、主務大臣の認定を受けた国内関係会社に対して法人税の所得控除が認められた⁵。しかも、平成25年度税制改正の大綱は、「成長と富の好循環」の実現をうたって、研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等を追加することとしている。このような日本の租税政策論の現状からしても、本論文の問題設定はタイムリーなものと考えられる。

そこで、以下では、本論文の骨子を簡潔に要約し、いくつかコメントを付す。なお、紹介対象とした本論文の原文テキストは、Social Science Research Networkのウェブサイトにはアップロードされたドラフト版を用いている。そのため、対応する頁数はドラフト版のそれである。Columbia Law Reviewに公刊される前の版を対象にしていることに、あらかじめ留意されたい。

○本論文の要旨

はじめに、本論文の要旨を訳出しておこう（図表1）。

図表1 本論文の要旨

今日、経済成長に対する技術革新の根源的重要性を疑う者はいない。また、研究開発が継続的な技術革新にとって不可欠であって、政府の支援がなければ過少供給されることについては、コンセンサスがある。技術革新に対する大量の政府支援が、いたるところにある。技術革新—知的財産（IP）の開発—こそが、国富を形成する上で重要な要素となってきた。

世界中のポリシーメーカーは、R & Dおよび技術革新からの利得に対する租税優遇を立法化してきた。しかしながら、世界経済が相互接続度を増すに伴い、技術革新を支援するための費用効率的な手法を設計することはかなりの程度において一層困難になっている。労働と資本の可動性がクロス・ボーダー貿易と相まってことがらを大きく面倒にする。労働と資本の可動性と国際貿易のおかげで、政府支援の性質とレベルに応じて、R & Dの立地や所得稼得の立地を変更することができるからである。これらに加え、多国籍企業は、IP生産の場所・IP保有の場所・IP所得の場所を国境を越えて柔軟に移転し、課税上有利な法域に居住地を有する新会社を設立するから、費用効率的なインセンティブの設計はさらに難しくなる。IP開発費用およびIP所得について適切な課税ルールを立案することが、国際所得課税にとって中心的な課題となった。

技術革新を推進する適切な国家政策の構築は、主に自国の市民と居住者の厚生を増

³ 岡田至康「米国はパテントボックスの検討をすべき時か？」租税研究755号（2012年）278頁。なお、アジア各国の経済特区については、梁瀬正人・岡田至康「アジアにおける特区制度—税制を中心として」税研164号（2012年）52頁。

⁴ 本庄資「パテント・ボックスはタックス・ヘイブンか」『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』（日本租税研究協会、2013年、初出は2012年）512頁。

⁵ 下田聡「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の概要」T&A Master 484号（2013年）22頁。

大させるためにこれを支援する政府にとって、非常に困難になった。それゆえ、これはほとんど驚くべきことではないのだが、これらの便益の多くまたは全部を争奪しようとする各国の競争から生じた種々の公共政策は、ときおり隣人窮乏化的側面を有しており、多くの場合に擁護することはおろか理解することすら難しい。そのような公共政策を評価する場合の困難は、かかる試みが実証面の不確実性に満ちている場合に増幅されるものであるが、本件はまさにそのような場合である。

租税政策は、R & Dを刺激して引きつけ、技術革新からの所得の一部を争奪するための国家政策上の努力の目玉となっている。本論文において、私たちは、技術革新を支援する次の3つの主要な租税政策を分析する。すなわち、(1)R & Dインセンティブ、(2)いわゆるパテント・ボックス、および、(3)「高度な製造 (advanced manufacturing)」に対する租税優遇である。私たちはまず、各種インセンティブの現状と、それらの有効性に関する経済的証拠を示す。次に、I P所得に対する所得税を軽減するために多国籍企業が用いる通例のテクニックを簡潔に述べる。しかるのち、各種インセンティブの健全性に評価を加え、米国が技術革新を促進する上で現在直面している挑戦にいかに対応しうるかについて提言を行う。経済的証拠の広範な検討に基づき、私たちは、せいぜいR & Dインセンティブのみが正当化されると結論する。

私たちはまた、米国多国籍企業がI P所得を軽課税法域やゼロ課税法域に移転する機会を制限するための近年の提案を要約する。この関係で、私たちは、米国売上に基づいて米国税を課すことを強調する新改革

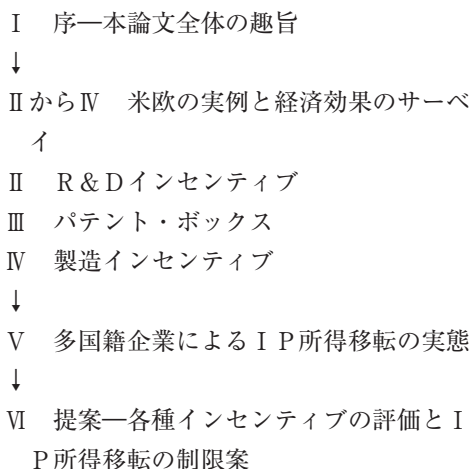
を提案する。この種の提案は米国議会が企業「税制」改革⁶を取り上げる際に真剣な検討に値する。

○本論文の構成

本論文は6節から構成される。Iで論文全体の趣旨を述べる。IIからIVで、R & Dインセンティブ、パテント・ボックス、製造に対するインセンティブのそれぞれについて、米欧の実例と経済効果をサーベイする。Vではやや角度を変えて、多国籍企業のI P所得移転の実態を示す。しかるのち、VIにおいて、各種インセンティブの効果を評価し、I P所得移転を制限する案を提示する。

論旨の流れを図式化すると、序論 (I) → 3つのインセンティブ措置に関する本論 (IIからIV) → 所得移転に関する本論 (V) → 以上を踏まえた評価と提案 (VI) となる (図表2)。

図表2 本論文の論旨の流れ



⁶ 原文は business reform であるが、税制改革のことを意味するものと理解して、訳文を補った。これに対して、2013年2月20日の研究会では、ビジネス環境全体の変革を意味するものと理解できるから、「税制」の語を補う必要はないのではないかという意見があった。

○各節の概要

本論文の目次（図表3）に即して、もうすこし詳しく各節の概要を見ていこう。

図表3 論文の目次

- I 序
- II R & Dに対する米国と欧州の租税インセンティブ
 - A R & Dに対する租税インセンティブ
 - B R & D租税インセンティブはどの程度効果があるか
- III 欧州のпатент・ボックス
 - A IP所得に対する租税優遇
 - B 米国におけるпатент・ボックスの提案
 - C патент・ボックスはどの程度効果があるか
 - D R & Dおよびпатент・ボックスに関する証拠の要約
- IV 「高度な製造」に対するインセンティブ
 - A 米国の製造インセンティブ
 - B 欧州の製造インセンティブ
 - C 製造インセンティブの正当化根拠
 - 1 R & Dと製造のつながり
 - 2 製造インセンティブの他の正当化根拠
- V 多国籍企業がプレーする租税最小化ゲーム
- VI 租税政策上の挑戦を解決する
 - A インセンティブを評価する
 - B IP所得移転を制限する努力
 - C 結論

I 序

I は、全体の趣旨と構成を述べる序の部分で

あって、その内容はすでに紹介した。これに続き、II からIV が、各種インセンティブ措置を検討する。

II R & Dに対する米国と欧州の租税インセンティブ

II は、R & Dに対する米国と欧州の租税インセンティブがどのようなものであり、その経済効果がどうなっているかを文献サーベイにより明らかにする（8－21頁）。

R & Dを促進するための租税優遇措置は新しいものではない。本論文は次の例を挙げる。

- * 米国は1981年にR & D税額控除を採用した。
- * フランスの研究税額控除は1983年以来存在する。
- * アイルランドは1970年代にпатент所得を非課税にし始めた。

そして、R & Dインセンティブ税制の展開につき、本論文は、「時間がたつにつれ、さらに多くの国々がかかる誘因措置を導入したし、かかる誘因措置を用いる国々はそれらをより気前の良いものにした。それらの有効性について明確な証拠が欠如しているにもかかわらず、である。」と指摘する（8頁）。

II A R & Dに対する租税インセンティブ

II A は、米欧におけるR & D誘因措置の実例を短く描写し、EU諸国において誘因措置がより寛大なものになりつつある傾向を示す（9－12頁）。たとえば、フランスの例である（11頁）。すなわち、

- * 2004年に研究税額控除を拡大し、増額分のみに対するしくみから、増額分に対する40%の税額控除と総額に対する10%の税額控除を併用するしくみにした。
- * さらに2008年にこれを拡充して、R & D増額要件を廃止したうえで総額に対する税額控除率を30%に引き上げた。
- * 2008年にはまた、税額控除を利用できる支出額の上限を撤廃した。

II B R & D 租税インセンティブはどの程度効果があるか

II B は、R & D 租税インセンティブがどの程度効果があるかについて、実証研究を行う既存文献をサーベイする (12-21 頁)。本論文によると、最も効果的な技術革新租税誘因措置ですら、それを採用する国の政策目標を達成する上で費用効率的であるとする証拠は少ない (12 頁)。

実証研究には、2 つの系統がある。第 1 の系統は、R & D の規模に関するものであって、R & D 誘因措置が追加的な R & D をもたらす上でどの程度効果的であるかを測定するものである。測定の指標としてよく用いられるのが、①費用便益比率 (cost-benefit ratio) と②R & D 価格弾力性 (price elasticity of R&D) である。

①費用便益比率は、租税誘因措置による税額減少額と、R & D 支出の増加額を比較するものである。実証研究の結果、幅広いレンジの費用便益比率が明らかにされている (13-14 頁)。そのこと自体は、各国の異なる時期の異なる誘因措置に関するデータを扱っていることからすると、驚くべきことではない。だが、同一国における同時期を扱った研究についても、分析方法とデータ・セットにより費用便益比率に大きなばらつきがある。たとえば、次の例である。

*Bronwyn Hall は、1980 年から 1991 年にかけての米国製造業のサンプルを扱い、R & D 税額控除の費用便益比率を 2 と推計した。

*これと対照的に、William McCutchen は、1982 年から 1985 年にかけての米国 R & D 税額控除の製薬産業に対する効果を研究し、費用便益比率を 0.29 と推計した。

推計値がこれほど異なるということは、費用便益比率が、R & D 税額控除が良い政策であるか否かを信頼性をもって判定できないということを示唆している (14 頁)。

②R & D 価格弾力性は、R & D のユーザー・コストが 1 % 変動することに応じた、R & D のパーセンテージ変動率を測定するものである。これについても、推計された価格弾力性は、研

究によって大きくばらつきがある (14-15 頁)。本論文は複数の実証研究をサーベイして推計値の分布に広がりがあることを示す (15 頁)。たとえば、英国財務省の R & D 報告書の推計結果である。

*1975 年から 1992 年にかけてのカナダは、0.07 である。

* (1983 年から 1997 年にかけてのフランスは、2.68 ないし 2.78 である。

実証研究の第 2 の系統は、立地に関するものであって、企業が R & D 活動の立地を決定するにあたり、R & D 租税誘因措置がいかに、またどの程度、影響するかを検討するものである。ところが、これについては第 1 の系統の研究以上に、十分なことがわかっていない。R & D 租税優遇が立地決定に影響するか否かに関する計量経済学的証拠は、結論に到達していない (inconclusive) のである (16 頁)。

実証研究が存在するのは、国内 R & D と国外 R & D が相互に補完か代替か (complements or substitutes) についてである (17-18 頁)。代替であると判定されれば、企業が R & D 誘因を利用するために立地を変更していることになる。もっとも、代替効果が存在するとしても、企業が各地で行う R & D 総額を調整しているだけなのか、誘因に応じて実際に新しい研究所を開き古い研究所を閉じているのかは、不明確であり続ける。そのため、ここでも結論ははっきりしない。このことを示すために、本論文は、James Hines の研究を挙げる。

*Hines は、1995 年の研究で、総計データをもとに現地 R & D が技術輸入の代替であるとした。

*Hines は、2000 年の Adam Jaffe との共同研究で、企業レベルデータをもとに国外市場に向けた国内 R & D の減少が国外特許取得の減少をもたらす、つまり、国内 R & D と国外 R & D が補完の関係にあるという逆の結論に至った。

他の研究をも総合すると、国内技術革新と

国外技術革新は企業レベルでは補完関係にあり、総計値レベルでは代替関係にあるといえそうであるが、補完関係を実証した研究が上記 Hines and Jaffe のものだけであることからすると、そのようにいうには時期尚早である（18頁）。

R & D 租税誘因措置が企業の R & D 立地を動かすか否かについて既存の研究は解答を示さないけれども、一般的に租税が企業立地に与える効果に関する実証研究は一定の知見を与えられる（18-19頁）。

たとえば、次の研究である。

* Michael Devereux and Rachael Griffith は、米国企業が EU 域内で生産するか否かの決定に平均税率が影響しないが、EU 域内で生産する場合に EU 域内のどこに立地するか決定には影響するとしている。

R & D によるスピル・オーバー効果や、R & D インセンティブが生産と雇用に与える影響についての複数の実証研究も、租税政策の観点から重要である（19-20頁）。これらの研究は、R & D インセンティブが追加的な雇用機会を産み出すが、同時に、非熟練労働者ではなく熟練労働者に対して資源を移転しうること、また、すでに雇用されている労働者に支給される賃金を増加させることを含意している。

以上、II B の文献サーベイの結果を要約して、本論文は次の点を指摘している（21頁）。

* R & D 租税誘因措置は R & D 支出の額と R & D 従業員の数を増加しうが、その費用効率性は支持者が主張するよりも不確実であること。

* R & D 租税誘因措置は企業の R & D 遂行地の移転にしばしば寄与し、R & D から生ずる正のスピル・オーバーはしばしば地理的に集中していること。

* R & D 租税誘因措置の効率性はしばしばそのしくみ・規模・範囲に依存すること。

* 現行の R & D 租税誘因措置が費用効率的であるかどうかは未確定であり、それらをいかに費用効率的にすることができるかに関する解

答も未確定であること。

* R & D インセンティブに関する証拠のほうが、後述するパテント・ボックスや製造インセンティブに関する証拠よりも、有利であること。このことを、先述した2つの系統の実証研究（規模に関するものと立地に関するもの）に即して、図式化しておこう（図表4）。

図表4 R & D 誘因措置に関する実証研究のまとめ

第1の系統：R & Dの規模に与える影響に関する実証研究→支出額と従業員数を増加しうが費用効率性は不確実。

第2の系統：R & Dの立地に与える影響に関する実証研究→立地にしばしば寄与、正のスピル・オーバーがしばしば地理的に集中。

↓

R & D 租税誘因措置が費用効率的であるかどうかは未確定。

III 欧州のパテント・ボックス

III は、欧州で導入されているパテント・ボックスを概観したうえで、既存のデータがあまりに不十分であってその経済効果を適切に評価することができないとする（21-36頁）。

順序はやや前後するが、ここで用語法につき一言する。

* 「パテント・ボックス (patent box)」は、特許所得に対し優遇税率を提供するものである。

* 「イノベーション・ボックス (innovation box)」は、特許所得に加え、無形資産からの所得に対しても優遇税率を提供するものである。

* 以下では、この両者を総称して「パテント・ボックス」という。

R & D 誘因措置とパテント・ボックスの重要

な違いは、タイミングにある。R & D誘因措置は費用が生じた時に与えられ、パテント・ボックスは所得を稼得した時に、しかも所得を稼得した場合のみに、与えられる（21頁）。

パテント・ボックスのしくみ方は、所得の一部を控除するか、I P所得に軽減税率を適用するか、I P所得の一部を非課税にするかのいずれかである。各国のパテント・ボックス制度は、優遇適格となるI Pの種類、I Pが自己創出にかかるものでなければならないか否か、いかなる所得が優遇の対象となるかにより、さまざまである。1973年に特許所得を非課税にしたアイルランドを除き、欧州諸国は最近になってパテント・ボックスを導入した。フランス、ハンガリー、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、スペインおよびバスク地方はパテント・ボックスを用いており、英国も2013年からその仲間に加わる（22頁）。

Ⅲ A I P所得に対する租税優遇

Ⅲ Aは、これら各国のパテント・ボックス制度を描写する（22-28頁）。その内容はすでにこの研究会で詳しく紹介されているので⁷、ここでは省略する。

Ⅲ B 米国におけるパテント・ボックスの提案

Ⅲ Bは、米国におけるパテント・ボックスの提案に触れる（29-31頁）。共和党のDave Camp 下院歳入委員会委員長の2011年10月26日提案は、法人税率を35%から25%に引き下げ、国外所得が配当として米国に還流する際にその95%を非課税にする。無形資産とそれに関連する所得の国外移転によって米国課税ベースが浸食されることに対抗して、Camp 提案が提示した3つの選択肢のうちのひとつが、パテント・ボックスである。そのしくみは、被支配外国法人（C F C）の無形資産から生ずる全世界所得を米国で即時課税し、米国親法人が無形資産の外国使用所得の40%を所得控除するものである。

その結果、I P所得に対して実効税率15%で課税することになる（法人税率25%の60%）。

Ⅲ C パテント・ボックスはどの程度効果があるか

Ⅲ Cは、パテント・ボックスにどの程度効果があるかについて、既存文献をサーベイする（31-34頁）。

パテント・ボックスは比較的に新しい現象であるため、それが効果的であるかどうかについての経済的証拠は、R & Dインセンティブに比べてずっと少ない。本論文は次の例を挙げる。

*アイルランドは、Irish Tax Commission が「非課税措置が技術革新を刺激する上で所期の効果を持たなかった」と結論したことを受け、特許所得非課税措置の廃止を決定した（31頁）。

*情報技術とイノベーション財団（Information Technology and Innovation Foundation, ITIF）は、「技術革新から社会に与える経済価値の大部分はR & D、高熟練労働力、国内高付加価値製造から生ずるのであって、より多数の特許を収容することから生ずるのではない。」と述べた（32頁）。

*Rachel Griffith, Helen Miller and Martin O'Connell の最近の推計は、パテント・ボックスが新規I Pの立地に有意に影響するが、税収を減少させるとしている（32-33頁）。ベネルクス諸国のパテント・ボックス導入がI P立地に与えた影響をシミュレーションして、彼女らは、ベネルクス諸国が保有するE U特許比率が増加し、英国を含む他のE U諸国の特許保有比率が減少したと認めた。彼女らは、英国がパテント・ボックスを導入すると、ベネルクスの特許保有比率は減少するであろうと示唆する。ゆえに、より多くの国々がパテント・ボックスを導入するにつれて、パテント・ボックスを導入することのある一国にとっての利得は減少する。こうして、パ

⁷ 岡田・前掲注3。

テント・ボックス制度の導入はすべての国の税収を減少させると結論される。

* I T I F の最近の報告書はパテント・ボックスの潜在的経済効果を評価しようとしているが、パテント・ボックスと経済指標の間の因果関係を提示・分析しておらず、どこまでがパテント・ボックスに関連しているかは不明のままである (33頁)。

* 米国両議院税制委員会スタッフ (Staff of the Joint Committee on Taxation) の報告書は、6つの事例研究に基づき、無形資産を軽減税国に置くことが多国籍企業の納税義務軽減の主要な方法になっていると結論する (34頁)。この報告書については本研究会でも紹介があるし⁸、本論文のVでも再度触れている。

以上の文献サーベイを行ったのち、本論文は次の評価を下す (34頁)。すなわち、アイルランドの経験が示すように、欧州条約があるため、EU加盟国のパテント・ボックスは、特許取得の基になったR&Dが生じた国にのみ適用範囲を限定することができない。しかしその結果として、IP所有権はきわめて可動性が高いから、国内におけるR&Dや製造その他の生産活動をパテント・ボックスが実際に確実に促進するようにすることが困難になってしまっている。

Ⅲ D R & Dおよびパテント・ボックスに関する証拠の要約

Ⅲ Dは、R & D租税優遇措置とパテント・ボックスに関する実証研究を要約し、それらインセンティブ措置の有効性ははっきりしないままであると述べる (34-36頁)。

すなわち、R & Dインセンティブは追加的R & Dを促進するよう見えるし、パテント・ボックスは追加的IP所得を引き寄せるように見

える。R & D租税誘因措置が雇用と生産を増加するといういくつかの証拠もある。さらに、少なくとも一定程度には、租税優遇措置がもたらす追加的なR & DとIP所得が別の法域から移動することを示す多くの証拠がある。総合すると、これらのインセンティブは、技術革新活動の純増をもたらすかもしれないし、もたらさないかもしれない (35頁)。

本論文は、パテント・ボックスの有効性を判定するために既存のデータはあまりに限られているとし、パテント・ボックスを導入国の目的を2つのタイプに分ける (35頁)。タイプ1は国内で技術革新が起きることを目標にするもので、オランダや英国がその例である⁹。タイプ2は単にIP所得から生ずる税収のごく一部分を争奪することを目標とするもので、ルクセンブルグがその例である。そして、タイプ1に属する国にとっては、パテント・ボックスの有効性を疑う理由が存在する。なぜなら、パテント・ボックスはIP所有とIP所得の立地に影響するよう見えはするものの、IP創出の基になるR & Dの有意な増加を伴わないかもしれないからである。

ここまでの論旨をまとめておこう (図表5)。

図表5 パテント・ボックスの経済効果に関する実証研究のまとめ

パテント・ボックスの有効性を判定するには、既存のデータはあまりに限られている。
↓
パテント・ボックスはIP所有とIP所得の立地に影響するよう見えはするものの、IP創出の基になるR & Dの有意な増加を伴わないかもしれない。

⁸ 増井良啓「米国両議院税制委員会の所得移転事例研究を読む」租税研究734号 (2010年) 242頁。

⁹ 2013年2月20日の研究会では、英国は、欧州大陸諸国がパテント・ボックスを導入する中で、IP国外移転による税収減をカバーするためにパテント・ボックスを導入したのであって、むしろタイプ2ではないかという意見が表明された。英国パテント・ボックスの導入プロセスについては、本庄・前掲注4・528頁。

IV 「高度な製造」に対するインセンティブ

IV は、いくつかの国が税制インセンティブによって自国内に製造を引き寄せようとしていることを示し、その正当化根拠を批判的に吟味する（36-57頁）。

IV A 米国の製造インセンティブ

IV A は、米国の製造業が恩恵を受ける各種の租税優遇措置を記述する（36-40頁）。次のものがある。

- * 加速減価償却。
- * 2004年法による「国内生産活動」に対する9%所得控除。これは、WTOで輸出補助金がクロ判定された後に設けられたもので、国内製造を支援するものとされているが、実際にはスターバックスのように一般に製造業とは考えられていない企業もその恩恵を被っている。
- * 2009年法による高度な製造税額控除（Manufacturing Tax Credit, MTC）。
- * 2012年オバマ政権「企業課税改革のフレームワーク（Framework for Business Tax Reform）」による上記「国内生産活動」9%所得控除の10.7%への引き上げ。さらに、不特定の「高度な製造活動（advanced manufacturing activities）」に対して、より大きな所得控除が提案されている。

IV B 欧州の製造インセンティブ

IV B は、欧州のいくつかの国々が製造業に対して租税誘因措置を講ずる次の例を挙げる（40-42頁）。

- * アイルランド（1981年導入、2002年廃止）
- * チェコ
- * ハンガリー
- * アルバニア（1999年以前）

IV C 製造インセンティブの正当化根拠

IV C は、上に見てきた国内製造に対する租税誘因措置が健全なポリシーであるかどうかを問う（42-57頁）。検討の俎上にあがるのは、オ

バマ大統領の2012年2月「企業課税改革のフレームワーク」の指摘する次の3つの正当化根拠である。

- * 雇用創出
- * R & D と製造のリンク
- * 製造からのスピル・オーバー

これら3つの正当化根拠を以下で吟味する結果、本論文は、そのいずれもが説得的でないとの否定的結論に達する（43頁）。

1. R & D と製造のリンク

まず、R & D と製造のリンク（link）とは、「企業課税改革のフレームワーク」の言葉によれば、製造業が技術集約的部門であって、R & D が製造業にとって特に重要であることを指す。2011年の大統領科学技術諮問会議（President's Council of Advisors on Science and Technology）は、製造業が国外に出ていくと、R & D もそれとともに国外流出するという懸念を語っている。Joe Lieberman 上院議員も同様の懸念を共有する（44頁）。

ところが、本論文によると、R & D と製造の立地選択は、ときには別々の考慮に影響を受けるのである（45-48頁）。R & D と製造を同じ場所に立地させるかどうかは、特定の研究所で行われるR & D のタイプによる。経済学の文献によると、基礎研究は応用研究に比べて生産活動と同じ場所に立地することが少ない。このことを示す研究として、次のものがある。

- * Isabel Tecu は、米国の化学応用製品業について、R & D と製造が有意に同一立地することを示した。
- * Neil Hood and Stephen Young は、英国で活動する外国会社140社について、78%の研究所が生産施設の近くに立地することを示した。
- * Bjorn Ambos は、ドイツの多国籍企業49社について、研究所を能力活用型（＝応用研究）と能力増強型（＝基礎研究）に分け、いずれも製造との同一立地傾向があるが、前者のほうがより製造地に近く立地することを示

した。

*Walter Kuemmerle も、上記 Ambos と同様の知見を得た。

重要なのは、ハイテク会社がR & Dと生産を同一立地しない傾向にあるという次の研究である(48-49頁)。ここにハイテク会社とは、ほとんどのR & Dを全体的に行っている会社のことである。

*Myriam Mariani は、R & Dと生産が有意に同一立地することとともに、ハイテク会社が両者を同一立地しないことを示した。

*Mikko Ketokivi and Jyrki Ali-Yrkkoe は、フィンランドの会社CEOのインタビュー調査により、これとやや矛盾する結果として、R & Dの強度が同一立地の確率と相関しないことを示した。

以上を要するに、経済学の文献によると、次のことがわかっていることになる(49頁)。

*R & Dと製造はしばしば同じ場所に立地するが、その度合いは研究ごとにばらつきがある。

*基礎研究を行うR & D施設は、応用研究を行うR & D施設と比べて、製造拠点と同一立地する確率が小さい。

こうして、本論文は、製造業を補助すればR & Dの活性化につながるというリンクが弱いという結論に至る(49-50頁)。すなわち、製造業を営む企業によるR & Dのレベルは、業種によって大きく異なる。それゆえ、R & Dと製造の間のリンクは、業種によって大きく異なり、しかもかかるリンクは製造のみに限られない。総じて、化学、コンピュータ、電気製品、情報産業が、R & Dと特に強いつながりを持つ。しかし、これらのハイテク産業は、製造とR & Dを同一立地しないのである。

2. 製造インセンティブの他の正当化根拠

本論文は、さらに進んで、雇用創出という正当化根拠と、スピル・オーバーという正当化根拠を吟味する(51-57頁)。

まず、雇用創出については、製造インセンテ

ィブの提供が雇用を産み出すための健全なあるいは費用効率的な手法であるかどうかは全く明らかではない(51頁)。オバマ大統領の「企業課税改革のフレームワーク」は、製造業が多数の科学者や技術者を雇用することを強調するが、上に見たように、米国でR & Dや科学技術職が産み出されないまま米国で製造が行われることがありうる。

最近の数十年で失われた米国の製造業の雇用が取り戻せる可能性もない(51頁)。なぜなら、生産性が向上したため同様のアウトプットを生産するために必要な従業員数が減ったからである。1979年から現在に至る期間に、米国製造業の雇用は2000万人減少したが、米国製造業による付加価値は3分の2増加した。本論文は、この見通しと異なる見解を述べるGene Sperling(彼女はオバマ大統領の国家経済会議(National Economic Council)の局長)、および、彼女の依拠するWilliam Nordhausの意見を挙げて、これに反論する(52-53頁)。

次に、製造が価値あるスピル・オーバーをもたらすという点については、たしかにこれをサポートする研究もあるが、これを反駁する研究もある(53頁)。

*Michael Greenstone らの研究は、新規プラントを設立した郡において、プラントの総要素生産性が12%増加したことを示し、正のスピル・オーバー効果があることを認める。

*Christina Romerの研究は、しかし、製造業者間の巨大クラスタ効果は実際には発見困難であり、スピル・オーバー効果がそれほど大きくないことを示唆する。

*Glenn Ellison and Edward Glaeser も、米国の製造業を調べ、多くの業種でクラスタがわずかであるとする。

こうして、製造業が有意なスピル・オーバーをもたらすかどうかは明らかではないし、仮にスピル・オーバー効果があったとしても、製造業が他の産業に比べてより大きなスピル・オーバー効果をもたらすのかも明らかでない

(54頁)。

本論文はこうして、製造インセンティブの3つの正当化根拠を否定したうえで、米国の多くの論者が「国内生産所得」に対する特別所得控除を廃止するのがより良いポリシーであると示唆していることを付け加える(56-57頁)。

以上の論旨を図式化しておこう(図表6)。

図表6 製造インセンティブの正当化根拠に関する本論文の評価

3つの正当化根拠は、いずれも説得的でない。

- * R & Dと製造のリンク→業種によって大きく異なる。
- * 雇用創出→費用効率的な手法であるかどうか明らかなでない。
- * 製造からのスピル・オーバー→製造が有意なスピル・オーバーをもたらすかどうか明らかなではない。

V 多国籍企業がプレーする租税最小化ゲーム

Vは、多国籍企業が納付する税額を最小化する実態を、先行研究に依拠して示す(57-70頁)。この部分の内容は、すでに日本でも周知のことであるから、要点のみを摘記する。

本論文は、大多国籍企業が技術革新のための租税誘因の範囲・姿・有効性に影響を与えるやり方として、①政治過程におけるロビイングと、②軽課税国への活動・所得の移転があるとする。そして、②について、次の点に言及する。

- * OECDの事業再編プロジェクト(59頁)
- * 米国両議院税制委員会スタッフの報告書(60-66頁)¹⁰
- * Double Irish Dutch Sandwich(66-67頁)
- * 上院 Permanent Subcommittee on investigations の2012年9月20日ヒアリング「オフシ

ョア利益移転と米国租税法典」(67-68頁)。

* 600億ドルから900億ドルともいわれる税収損失の推計額(68-69頁)。

本論文は、多国籍企業によるこれらの国際的所得移転ストラクチャーが、根本的な問題に根ざしているとする(70頁)。すなわち、法人の居住地(residence)に基づいて国際所得課税を行うということ自体が脆弱な基礎によっているのであり、所得の源泉(source)に依拠して国際所得課税を組み立てること自体が危うさと操作可能性を有している。しかし、欠陥があるとはいえ、少なくとも現状においてはこの両方を前提とするしかない。したがって、究極の問題は、このような前提制約条件と、IP租税優遇措置の有効性に関する知見、多国籍企業がIP所得を軽課税法域に移転する能力とを勘案するならば、果たして何が最も賢明な租税政策であるか、ということになる。これが、次節で取り組む挑戦である。

VI 租税政策上の挑戦を解決する

本論文は、節を改めて、この挑戦に取り組む(70-108頁)。まずVIAで、IIからIVで見てきた3つの租税誘因措置の有効性を評価し、相対的に見てR & Dインセンティブが望ましいとする。次にVIBで、Vで触れた多国籍企業のIP所得移転に対する制限措置を提案する。

VIA インセンティブを評価する

R & Dインセンティブ、パテント・ボックス、製造インセンティブは、いずれも、高い価値を有すると考えられている活動を引き留め、引き寄せるための国家間の競争を反映している(71頁)。国家間競争に関する言説はいたるところに見られるが、そこでいう競争が何を意味しているかについての分析はほとんど存在しない(72頁)。本論文は、上記3つのインセンティブがそれぞれ何をめぐる競争であるかを示した

¹⁰ 増井・前掲注8。

のち、誘因措置を有効な手段として設計できるかに論を進める（73-81頁）。次の点が指摘される。

- * R & D インセンティブとパテント・ボックスのどちらが望ましいか（73-74頁）。両者の主な違いはタイミングにある。技術革新過程の入口で費用が生じる時点で供与するのが R & D 誘因措置であり、I P から所得が得られる出口の時点で供与するのがパテント・ボックスである。もし資本市場が完全であり、R & D 支出のリターンが確実であったとすれば、両者のいずれを選ぶかについて人々は無差別であるかもしれない。しかし、そもそも技術革新を補助する理由は、技術革新のリターンの金額と場所を測定できないことにあった。また、経済的証拠によると、R & D からのスピル・オーバー便益を強調していた。これらのことから含意されるのは、望ましいスピル・オーバーがより強く関係するのは、I P 所得の稼得地よりも、R & D 活動の場所であるということである。I P 所得への軽減税率は可動性の高い I P 所得がどこで申告されるかに影響しうが、I P 所得の所在をどこにするかの決定が、それに関連する R & D 活動の立地やスピル・オーバーが生ずる立地に依存すると信ずる理由は、今日、ほとんど存在しない。そうすると、R & D インセンティブのほうがパテント・ボックスよりも望ましいということになる。
- * R & D インセンティブの設計（74-76頁）。具体的には、R & D の範囲決定（いつ終了するか）、増加型 R & D の適否、還付の可否が問題になる。R & D 租税誘因措置は不可避免的に過度に広範になってしまうので、政府による資金供与や債務保証といった手法のほうがより狭く標的を絞ることができる。
- * パテント・ボックスの設計（76-77頁）。英国のパテント・ボックスに関する最近の議論は、3つの困難を示している。すなわち、R & D が成功した企業のみを利すること、I P

に帰すべき所得の特定のために「通常の (routine)」リターンを控除する必要があること、E U ではパテント・ボックスの適用を I P 開発地に限定することが条約上許されていないこと、である。

- * R & D インセンティブとパテント・ボックスを併用すると、実効税率がマイナスになる可能性がある（77-78頁）。
- * 適用範囲の広い製造インセンティブは、R & D を促進するための賢明な方法ではない（78-81頁）。その理由は、IV C で述べた点の繰り返しであって、多くのタイプの製造業が R & D をあまり要しないこと、雇用創出効果に関して意見が分かれていること、スピル・オーバー効果があるという経済的証拠が得られないこと、である。本論文は、「国内製造に対して政府が気前よく租税誘因措置を講ずるべきだという圧力は、健全な経済学よりもむしろ、政治的アピールとノスタルジアに基づいているように見受けられる。」と辛口の評価を加えている。

VI B I P 所得移転を制限する努力

英国のパテント・ボックス制度と下院歳入委員会委員長の Camp 提案のいずれもが、I P 所得の減税に、I P 所得の軽減税法域への移転を制限する提案を結合している。オバマ大統領の「企業課税改革のフレームワーク」も、米国多国籍企業の全世界所得に対するミニマム税 (minimum tax) を示唆している。本論文は、これらの提案の範囲・構造・相違点を次のように整理する（82頁）。

I P 所得の国外移転に対する制限案は、5つの類型に分類できる（83頁）。一方で、①移転価格税制の強化、②定式配分法の採用、③ソースルールの改革は、源泉地課税の穴をふさぐものである。他方で、④C F C 税制の拡大は、居住地課税の強化を意味する。なお、⑤ミニマム税は、新しいアイディアであって、米国に源泉があると考える場合について米国多国籍企業と

外国多国籍企業の双方に適用があるようにすることもできるし（源泉地課税の方向）、米国多国籍企業のみにも適用することもできる（居住地課税の方向）。オバマ大統領のミニマム・タックスの提案は後者である。

これをまとめると、図表7のようになる。

図表7 I P所得移転を制限する努力の類型

①移転価格税制の強化	源泉地課税の強化
②定式分配法の採用	
③ソースルールの改正	
④C F C税制の拡大	居住地課税の強化
⑤ミニマム税の導入	
	設計次第で上記いずれにもなる

順に見ていくと、①移転価格税制の強化は、言うは易し、行うは難しである（83-86頁）。②定式分配法の採用は、欧州のC C C T Bにも見られ、売上高のみを基準にすることが考えられるが、租税条約との抵触問題がある（86-88頁）。③ソースルールの改革については、R & D活動地、I P使用地、I P登録地、I P製品最終消費地のいずれにI P所得の源泉ありとするかを選択せねばならず、これは論争的であって多国間コンセンサスを得るのが難しい（89-90頁）。

④C F C税制の拡大は、Camp 委員長の提案において3案が提示されている（90-91頁）。この④と、⑤ミニマム税に共通する問題は、いかなる所得を適用対象とするかであり、具体的には、I Pにどう関連させるか、販売・能動的事業所得を除外するか、外国税率の高低をどうみるかという論点があるとして（92頁）、本論文はCamp 委員長の3案を子細に検討する（93

-94頁）。

以上の検討を経て、本論文は、「国内課税ベースを浸食するI P所得の移転は、国益をとりわけ害するものであり、濫用防止ルールの強化によって是正すべき優先事項たるべきである。」という認識を示し¹¹、「一国の国際租税政策の根本目標が、主に市民と居住者の生活水準を改善することにより、国益を増進することにある、という命題に同意する場合には、選択肢の中からどれを選ぶかを考える際に、次の観察が役立つ」と述べる（95頁）。その観察とは、次の4点である（95-97頁）。

- * 米国の観点からすると、最大の懸念は米国からの所得移転（課税ベースの浸食）であって、外国からゼロ税率法域への所得移転ではない。
- * 米国多国籍企業に対してだけ他国と大きく異なる制限措置を適用するとインバージョンが起きるから、C F C税制の強化よりも、ミニマム税・定式分配・移転価格税制のほうが望ましい。
- * C F C税制やミニマム税の適用要件として低い外国税率のみを用いると、それに反応して当該外国が税率を変更したり、多国籍企業が税率要件を充たす工夫をしたりしてしまう。
- * I Pに帰すべき所得を特定することが難しいため、I P所得に対してのみ特別の制度を適用する試みは、測定と定義に関する困難を生む。

これらを総合的に考慮し、本論文は、所得移転の制限措置を講ずる手始めとして、両議院税制委員会スタッフの所得移転事例研究が移転価格の検討において着目した事例、すなわち、会社の米国売上高と米国営業利益との比率から始めるのがよいとする（97頁）¹²。財務省エコノミストであるHarry Grubertも、1996年から

¹¹ 2013年2月20日の研究会では、この認識が本論文の立論の大前提であり、全体的な立論の方向性をドライブしているという指摘がなされた。

¹² 2013年2月20日の研究会では、本論文がこの箇所以降、必ずしも十分な論証がないまま、米国売上高に力点を置く法人税改革の提案を打ち出しているという指摘がなされた。関連して、本論文がVI Bで定式分配法について検討している箇所では（86-88頁）、売上高のみを定式分配の要素とすることの弱点が述べられており、それらの弱点は本論文の提案にもそのままそっくりあてはまることになると指摘された。

2004年にかけての米国ベース非金融多国籍大企業754社の分析により、低い外国税率が存在し、多国籍企業が合法的に所得を移転できるので、これらの多国籍企業の課税所得に占める国外所得の比率が相当に高くなっており、しかも国外売上高の比率には有意なインパクトがなかったとしている。

本論文は、ここで、IP関連所得に関するソース・ルールや課税所得算定方法を改変する可能性に言及する(97-98頁)。すなわち、現行課税ルールでは、動産売却益は売主の居住地に源泉があるとされ、使用料はIPの使用地に源泉があるとされ、サービスは役務提供地に源泉があるとされるところ、これらの源泉地決定ルールをより統一的に、製品販売地および役務提供地に揃えることが考えられる。また、米国粗所得を米国売上高を参照して測定し、全世界R&D費用を売上高の内外比率に応じて按分配賦することが考えられる。もっとも、現行のソース・ルールは世界中で広く用いられており、米国一国だけでこれを改変するのは現実的でないかもしれない。

そこで、本論文は、多くの論者が提案している売上高に基づく定式分配法に言及し、最も直截なやり方は、全世界所得に対する米国所得の比率が、全世界売上高に対する米国売上高の比率を下限とする旨の要件を多国籍企業に課すことであるとする(99頁)。

このやり方は、付加価値税における仕向地主義による税源分配基準に似る(100頁)。米国が付加価値税を導入すれば、法人税率を15%に下げることができるというのがGraetz教授の持論である¹³。しかし、付加価値税の導入は政治的に難しい。

本論文は、ここで、さらに大がかりな法人税改革案に触れる(100-106頁)。いずれも、法人税の課税ベースを消費型にする提案である。

*Roseanne Altshuler and Harry Gruber は、

国外所得に対する15%ミニマム税(国別に決定)で、国外実物投資を全額費用化する提案をしている。これは、国外投資につき通常リターンを課税除外する結果、付加価値税に類似するが、売上の仕向地に基づくものではなく、多国籍企業の居住地に基づくものである。

*Alan Auerbachのいわゆる「現代法人税(Modern Corporate Tax)」は、仕向地主義消費税に、個人段階のみの賃金税を組み合わせるものであり、現行法人税の代替案として提案されている。

*Auerbach提案の修正その1として、金融フローを計算から除外するもの。

*Auerbach提案の修正その2として、内外を問わず、金融フローをすべてキャッシュ・フロー・ベースで計算に含めるもの。

本論文は、米国に付加価値税が存在しないことに鑑み、売上高を基準とするミニマム税が移転価格税制が検討に値するとする(105頁)。

なお、オーストリアの法人税制は所得税と法人税を統合しており、オーストリア法人は株主段階で非課税・軽課税される配当(frunked dividends)を支払うことを欲するため、国内課税ベースを浸食するインセンティブが米国と比較して小さい。米国においても、米国家人税が納付されている場合にはじめて個人株主段階の受取配当税率を軽減することにすれば、多国籍企業が法人所得を外国に移転するインセンティブが減るであろう(106-107頁)。

以上IVBで述べてきたことを要約して、本論文はかなり強い調子の文章を示す。原文の雰囲気伝えるために、そのまま訳出しておこう(図表8)。

¹³ Michael J. Graetz, 100 Million Unnecessary Returns: A Simple, Fair, and Competitive Tax Plan for the United States (Yale University Press, 2008).

図表8 IV Bの要約

要するに、I P所得を軽・ゼロ課税法域に移転する多国籍企業的能力を制限するこれまでの努力は無駄であった。I Pが生む所得を課税しようと努力することのないまま価値あるI Pを開発するインセンティブを提供することは、誤っている。米国はI P所得を引き寄せる必要のある小国ではない。米国は大きな国内市場を有する大きな技術革新的な国なのである。Camp議員の代替の提案やObama大統領のミニマム税が含意するように、今こそ、根本的な変革が不可欠である。しかし、彼らの提案と異なり、本論文は、会社の米国売上高レベルと当該会社の最低限の米国課税所得との間により密接な関係を築くことを強く勧める。これ以下の改革は成功する見込みがない。

VI C 結論

VI Cは、本論文全体の結論である（108頁）。これも、全文を訳出しておく（図表9）。

図表9 本論文全体の結論

本論文は、R & D支出、技術革新所得、製造に対してインセンティブを提供する内外の所得課税ルールと提言を記述した。米国におけるパテント・ボックス措置の提案は、おおむね、かかるインセンティブの欧州における広範な採用への対応であるように見受けられる。だが、EU加盟国は米国租税政策にとっての適切なモデルではない。なぜなら、EU加盟国は、EU条約の解釈によって厳しく拘束されてきているが、かかる拘束に米国は直面していないからである。そこで、仮に米国でパテント・ボック

スが採用されたとしても、その適用は国内で創り出されたI Pに限るべきである。しかしながら、経済的証拠の広範な検討に基づき、本論文は、せいぜいR & Dインセンティブのみが正当化されると結論する。現行法よりもより費用対効果の高いR & Dインセンティブが望ましい。製造に対する一般的なインセンティブはR & Dを刺激したり雇用を創出したりする手段として合格レベルに達しない。産業間の大きなばらつきに鑑みると、利得の見通しが最大である産業に対する標的を絞ったインセンティブが費用対効果が高いであろうが、政治的判断ミスやえこひいきの危険を悪化させてしまう。本論文はまた、米国多国籍企業が軽課税法域やゼロ課税法域にI P所得を移転するために現在用いているやり方を記述し、かかる機会を制限しようとする近時の提言を要約した。その関係で、本論文は米国売上高に応じて米国税を課すことを強調する改革の新提案を提出する。この種の提案は、米国議会が企業「税制」改革を取り上げる際に、真剣な考慮に値する。

○コメント

本論文の背景には、米国の租税政策の方向性をめぐる諸提案間の綱引きがある¹⁴。III Bで言及される米国のパテント・ボックス提案は、共和党のCamp議員がテリトリアル方式への移行の提案に伴って提案したものである。IV Cで検討される「高度な製造」の優遇措置は、民主党のObama大統領の提案である。本論文は、これらの提案に対してその有効性を示す十分な証拠がないと真っ向から批判しているわけである。米国ではごく最近も、連邦議会予算事務局

¹⁴ Barbara Angus, Stephen Bates, Channing Flynn, and Trey Olson, U. S. International Tax Reform Proposals and the U. S. Technology Industry: Clouds Still Linger, Tax Notes International, January 14, 2013, 171.

¹⁵ CBO, Options for Taxing U. S. Multinational Corporations, January 2013.

(Congressional Budget Office, CBO) の多国籍企業課税報告書¹⁵に対して Camp 議員が「バイアスがある」と批判を加え、それに対して CBO が反論するなど¹⁶、国際租税政策のあり方が政治的にホットな争点であり続けている。

技術革新は経済成長のドライバーである¹⁷。技術革新にとって不可欠である R & D は、政府の支援なしには過少供給になる。そのため一般論としては、国庫により R & D を補助することが必要である。問題は個別具体の支援措置がコストに見合った効果を発揮するかどうか、またそうするためにいかなる制度設計が可能かである。

他方で、法人税改革に関する教科書的処方箋は「課税ベースを広くして税率を下げる」というものである。パテント・ボックスの導入はこれと逆行するから、いかなる目標をどのような経路によって達成するかを明確にし、費用対効果を十分に検討することが重要である。その意味で、既存の R & D インセンティブと比較しつつ、実証研究の助けを借りて政策論を立てる本論文の姿勢からは、大いに学ぶべき面がある¹⁸。

ところが、その実証研究の扱い方が、いかにも Graetz 教授らしい。もともと教授は、実証研究に不確実性がつきものであることを知悉しており、不十分なデータから租税政策への帰結を導くことに懐疑的であった。たとえば、米国の税制改革の審議過程において分配表 (distribution table) を使用することに対する根本的

批判は、記憶に新しいところである¹⁹。本論文においても実証研究に対するこのような懐疑的姿勢は受け継がれているが、ここでは各種インセンティブの提唱者に論証責任を負わせることによって立法政策論を方向づけている点に特色がある。すなわち、技術革新を促進する上での費用対効果の「証拠が不十分である」というところから、製造インセンティブをはじめとする各種租税優遇措置の拡充は「租税政策論として望ましくない」という、かなりはっきりした規範的評価を導き出しているのである。

Graetz 教授が着目するのは、むしろ、米国から軽課税国への所得移転など、より現実的な害悪のほうである。そして、所得移転を抑制するためにいくつもの提案を検討し、最後には法人税制の根本的変革にまで論が及ぶ。ダイナミックで面白い議論の展開であるが、自らの提案がいかなる帰結をもたらすかについての実証的証拠を伴った論証は残念ながらされていない。たしかに、国内売上高基準によって税源分配を行うという提案は、米国一国の厚生を最大化するという目標には整合的かもしれない。しかし、自国の当面の税収確保という結論が先行しているという印象も残る。世界規模に視野を広げれば、国内消費市場が今後ますます拡大するブラジル、インドや中国のような新興大国にとって有利に働くことが予想されるから、いわば「待ってました」²⁰とでもいわんばかりの利用のされ方が懸念される。

¹⁶ Reuters, Lawmaker, budget agency spar over taxing corporate profits, Friday, 15 February 2013.

¹⁷ The Economist, January 21th, 2013, 19 “Innovation pessimism: Has the ideas machine broken down?”は、技術革新による経済成長がもはや頭打ちになったという説を紹介し、この説が十分に論証されていないと論ずる。

¹⁸ 神山弘行「税制と特区制度に関する覚書」税研164号（2012年）37頁、42頁注23は、租税優遇を特定地域に限定する特区制度の有効性について検討するためには、「今後、実証的な検討が必要であろう」と述べる。

¹⁹ 増井良啓「Michael J. Graetz, Paint-by-Numbers Tax Lawmaking, 95 Colum. L. Rev. 609-82 (1995)」アメリカ法1996-2（1996年）343頁。

²⁰ この表現は、2013年2月20日の研究会における議論に負う。なお、日本には米国と異なり、国税としての付加価値税がすでに存在し、仕向地主義で課税するから、いわば代替ミニマム税のような機能を有する結果になっているという指摘もなされた。